

2025年12月3日

各 位

会 社 名 株式会社 メディネット
代 表 者 名 代表取締役社長 久布白 兼直
(コード番号: 2370 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役経営管理部長 落合 雅三
T E L 03-6631-1201

第三者割当による第20回新株予約権（行使価額修正条項付）
の発行に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、第20回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

＜募集の概要＞

(1) 割当日	2025年12月23日
(2) 新株予約権の総数	590,000個（1個につき100株）
(3) 発行価額	総額12,390,000円 (新株予約権1個につき金21円)
(4) 当該発行による潜在株式数	59,000,000株
(5) 資金調達の額	1,862,040,000円 (内訳) 本新株予約権発行分 12,390,000円 本新株予約権行使分 1,849,650,000円 発行諸費用を差し引いた手取概算額については、 「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (1) 調達する資金の額」をご参照ください。
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は31.35円です。 上限行使価額はありません。 下限行使価額は24円（別紙発行要項第11項による調整を受ける。）（以下、「下限行使価額」といいます。）です。 行使価額は、各修正日の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の95%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。但し、本新株予約権の行使が、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使（以下、「制限超過行使」といいます。）に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が2025年12月3日の取引所終値（本新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下、「株式分割等」と総称します。）が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整されます。）（以下、「発行決議日終値」といいます。）を

	下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。 修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
(7) 割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 マッコーリー・バンク・リミテッド 590,000 個
(8) その他	<p>①当社及びマッコーリー・バンク・リミテッド（以下、「割当予定先」といいます。）の間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結する予定の本新株予約権の買取契約（以下、「本買取契約」といいます。）において、以下の内容が合意される予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本買取契約締結日から、①本新株予約権の行使期間の満了日、②当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、③当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び④本買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならないものとします。但し、①本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付、②株式分割又は株式無償割当に伴う当社の株式の交付、③吸収分割、株式交換、株式交付及び合併に伴う当社の株式の交付、④当社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合（当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含みます。）又は株式交付信託制度に基づき株式を交付する場合並びに⑤当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限ります。）を除きます。 ・当社は、各暦週での東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の取引高の 25%を超える水準で、割当予定先が、東京証券取引所における普通取引で当社普通株式を売却できることを請求することができます。 ・割当予定先は、当社の事前の承諾を得ることなく発行会社の発行済株式総数の 1%を超える当社普通株式を市場外取引で売却することはできません。 <p>②上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。</p>

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は、「常に本質を究め、誠実性と公正性をもって真の社会的付加価値を創造する」という経営理念の下、「次世代の医療を支える革新的な技術及びサービスを迅速かつ効率的に社会に提供

し続ける」ことにより、人々の健康と“Quality of Life (生活の質)”の向上に資することを使命として、細胞加工業及び再生医療等製品事業を展開しております。

2025年9月期においては、「特定細胞加工物製造業」では、免疫細胞および株式会社資生堂より技術提供を受けた S-DSC®に係る細胞加工において、細胞加工件数が当初の予想水準を下回ったほか、新たな細胞加工メニューである脂肪由来間葉系間質細胞（ASC）の提供開始が遅れました。一方、「CDMO事業」では大学発ベンチャー企業から新規案件を受託したことに加え、「バリューチェーン事業」においては、Medigen 社からのロイヤリティ収入及び医療機器の販売が発生したこと等により、売上高は 810 百万円（前年同期比 5.4% 増）となりました。損益面につきましては、上記のとおり売上高が増加した一方、細胞加工受託の拡大に向けた新規細胞加工の受託体制の整備に係る先行投資により原価が増加したことから、売上総利益は 109 百万円（前年同期比 2.6% 減）、販売費の増加等により販売費及び一般管理費は 1,555 百万円（前年同期比 3.9% 増）となり、営業損失は 1,445 百万円（前期は営業損失 1,384 百万円）となりました。また、受取利息 16 百万円（前年同期比 141.0% 増）、投資事業組合運用益 41 百万円（前年同期比 43.9% 減）等の営業外損益により、経常損失は 1,339 百万円（前期は経常損失 1,261 百万円）となり、固定資産の減損損失 25 百万円を特別損失に計上したこと等により、当期純損失は 1,362 百万円（前期は当期純損失 1,276 百万円）となりました。

また、当社は、がん免疫療法市場の環境変化に伴う細胞加工業の売上急減後、回復が十分でないことに加え、再生医療等製品事業分野における自社製品の開発進捗に伴う支出が累増しているため、継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローが発生しており、継続企業の前提に疑義を生じさせるリスクが存在しております。

しかしながら、当社は、細胞加工業セグメントにおいては、特定細胞加工物の受託拡大と新規の CDMO 案件の獲得等にて売上高の回復を図るとともに、製造体制の適正化による原価の低減、販売費の効率化等により、同セグメントのセグメント利益の黒字回復を目指しております。また、再生医療等製品事業セグメントにおいては、早期の製造販売承認の取得に向けて有望かつ可能性の高いシーズを優先して開発を進めるとともに、再生医療等製品の開発費等については資金状況を勘案の上、機動的に資金調達を実施してまいります。現状では、2019年6月の第14回及び第15回、2020年7月の第16回、2020年9月の第17回、2021年9月の第18回並びに2023年3月の第19回新株予約権の発行による再生医療等製品開発費の資金調達等により、安定的なキャッシュポジションを維持しており、当面の資金繰りに懸念はないものと判断しております。これらに加えて、当社における 2025 年 9 月期末の資金残高の状況を総合的に検討した結果、事業活動の継続性に懸念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

このような状況から脱却すべく、当社は、これまで事業の中核をなしていた細胞加工業での展開に加え、再生医療等製品の開発を加速させ、製造販売承認を取得することで、飛躍的な成長を目指してまいります。

中長期的には、当社は、「VISION2030」をビジョンに掲げ、その達成のための経営方針に基づき、事業を推し進めてまいります。「VISION2030」の概要は以下の通りです。

<VISION2030>

メディネットは、病気やけがを治すとともに、健康維持・改善に寄与することにより、Well-Being 社会（“身体的・精神的・社会的に良好な状態にある社会”）に貢献する Healthcare Innovating Company を目指す。

「VISION2030」を達成するための経営方針

1. メディネットの強み・経験を最大限に活かした成長
2. 環境の変化に対応し、継続的成長に向けた変革の推進
3. 会社基盤の強化

さらに、優先的に対処すべき会社の課題は以下のとおりと考えております。

1. 経営方針「メディネットの強み・経験を最大限に活かした成長」における課題
 - ①特定細胞加工物製造受託の拡大
 - ②CDMO 事業の基盤強化
 - ③再生医療等製品の開発の加速化と新規シーズの育成
2. 経営方針「環境の変化に対応し、継続的成長に向けた変革の推進」における課題
 - ①当社事業の収益性及び生産性の向上

②当社事業へのシナジー効果、VISION に合致する新規事業の育成

3. 経営方針「会社基盤の強化」における課題

①「先を見据え、自ら一歩先の考動ができる」人財への活性化

②DX実現に向けた社内環境整備の加速化

しかしながら 2025 年 9 月期においては引き続き営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスであり、当社が継続的に細胞加工業及び再生医療等製品事業を展開して利益を拡大させるためには、研究開発活動の進捗に伴い、開発ステージに応じた資金調達は、依然として経営課題として残されております。

当社としても下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、包括的高度慢性下肢虚血を対象とした再生医療等製品の開発費用等の事業資金及び運転資金のため、新たに資金需要が生じたこと、また、当社で製造する細胞種が拡大していることから、今後さらに当社契約医療機関を増やし、契約医療機関での患者様への再生・細胞医療の提供の増加に向けた啓発活動等に係る費用が必要不可欠であること並びに本社運転資金の確保を行う必要が生じたことから第三者割当による本新株予約権の発行による資金調達（以下、「本第三者割当」又は「本資金調達」といいます。）を実施することといたしました。

（2）資金調達方法の概要及び選択理由

本新株予約権の発行は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。

行使価額が修正される本新株予約権を発行する理由としましては、当社の資金需要や市場環境等を勘案し、当社が柔軟かつ既存株主への希薄化への影響に配慮しながら、機動的に資金調達が行えるように、株価が上昇した場合には当社がそのメリットを享受できること、株価が下落した場合においても行使が進んで資金調達ができることから、当初から行使価額が修正される本新株予約権を発行することといたしました。

なお、当社が本新株予約権の割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドに対して 2017 年 6 月 19 日付で発行した行使価額修正条項付第 12 回新株予約権（以下、「第 12 回新株予約権」といいます。）、2018 年 2 月 13 日付で発行した行使価額修正条項付第 13 回新株予約権（以下、「第 13 回新株予約権」といいます。）、2019 年 6 月 27 日付で発行した行使価額修正条項付第 14 回新株予約権（以下、「第 14 回新株予約権」といいます。）並びに行使価額修正条項付第 15 回新株予約権（以下、「第 15 回新株予約権」といいます。）、2020 年 7 月 6 日付で発行した行使価額修正条項付第 16 回新株予約権（以下、「第 16 回新株予約権」といいます。）、2020 年 9 月 7 日付で発行した行使価額修正条項付第 17 回新株予約権（以下、「第 17 回新株予約権」といいます。）、2021 年 9 月 1 日付で発行した行使価額修正条項付第 18 回新株予約権（以下、「第 18 回新株予約権」といいます。）及び 2023 年 3 月 6 日付で発行した行使価額修正条項付第 19 回新株予約権（以下、「第 19 回新株予約権」といいます。）につきましては、マッコーリー・バンク・リミテッドによる行使が完了しております。

本新株予約権の当初行使価額は、本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（33 円）の 95% に相当する金額である 31.35 円（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額。）とし、2025 年 12 月 23 日以降、本新株予約権の行使期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合は、その直前の終値。以下この（2）において同じ。）の 95% に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額。以下この（2）において同じ。）に修正されます。但し、本新株予約権の行使が、東京取引所の有価証券上場規程施行規則第 436 条第 1 項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日終値を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。これにより、制限超過行使に該当する場合でも発行決議日終値と同額以上で行使が進むことが期待でき、機動的な資金調達を行うことができます。下限行使価額は、本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 33 円の 70% に相当する金額である 24 円（円位未満は切り上げ）となります。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。

当社は、今回の資金調達に際し、以下に記載されている点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定致しました。

＜本スキームの特徴＞

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。なお、当社としては、以下に記載するように、本スキームのデメリットは主に当社普通株式の株価が低迷した場合に予定した金額の資金調達が実現できず、また、本新株予約権者が当社普通株式を市場で売却することが株価の下落要因になることであると考えております。しかし、本スキームは、以下に記載するメリットにより財務基盤の安定に資するものと見込んでおります。

＜メリット＞

① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される 59,000,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

② 取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、14 暦日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

③ 不行使期間

本買取契約において、当社は、本新株予約権の行使期間中、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間（以下、「不行使期間」といいます。）を合計 4 回まで定めることができます。1 回の不行使期間は 10 連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って 3 取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。また、各不行使期間の間は少なくとも 5 取引日空けるものとします。なお、当社が割当予定先に通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。これにより、継続的な当社の株価の上昇が見込まれる場合において当社が不行使期間を設定することや当社の判断で株価への影響を抑えることが可能となります。但し、不行使期間は、上記②の取得条項に基づく本新株予約権の取得に係る通知日から当該取得日の間は効力を有しません。なお、当社は、割当予定先に対して書面で通知することで、不行使期間を早期に終了することができます。当社が割当予定先に対して不行使期間を早期に終了する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。

④ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、かつ本買取契約において譲渡制限が付されており、割合予定先の関連会社への譲渡を除き、当社取締役会の事前の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

＜デメリット＞

① 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

② 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に行使価額の下限を下回る場合では、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。また、株価が当初行使価額を下回る状況では資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権行使して取得した株式を売却することを前提としており、割当予定先による当社普通株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 買取請求

本買取契約には、1) いずれかの取引日において、当該取引日（同日を含む。）を末日とする 20 連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の出来高加重平均価格の単純平均値（但し、当該 20 連続取引日中に発行会社普通株式の分割、無償割当又は併合により株式数が調整される場合には、当該株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）が、2025 年 12 月 2 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 50%（17 円）

（但し、行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）を下回った場合、2) いずれかの取引日において、当該取引日に先立つ 20 連続取引日間の当社普通株式の 1 取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買代金が、2025 年 12 月 2 日（なお、同日は含む。）に先立つ 20 連続取引日間の当社普通株式の 1 取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買代金の 50%（14,884,235 円）を下回った場合、又は 3) 東京証券取引所における当社普通株式の取引が 5 連続取引日以上の期間にわたって停止された場合には、割当予定先は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。なお、上記各事由が生じた場合、割当予定先は当該事由が通知時点で解消しているか否かにかかわらず、当該事由が発生後はいつでも取得を請求することができる旨が定められる予定です。当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して 15 取引日（但し、本新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日）において、本新株予約権 1 個当たり、本新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得します。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求に係る本新株予約権については、当社が割当予定先に支払うべき発行価額相当額の支払義務は消滅又は免除されることはありません。本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合、東京証券取引所における当社普通株式の平均売買代金が大幅に減少した場合等において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

⑤ 権利不行使

本新株予約権は、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

（その他の資金調達方法の検討について）

当社は、本資金調達を行うにあたり、当社の目的を達成する方法として、金融機関からの借り入れ、公募増資、ライツ・イシュー、社債発行等の資金調達方法を検討いたしましたが、財務の健全性及び資金調達の確実性等を勘案した場合、いずれも実現性は少なく、当社の調達方法としてはそぐわないものと考えられます。

- ① 金融機関等からの融資による資金調達は、現時点において、当社が担保となる資産を有していないこと、2011 年 9 月期より 14 期連続して親会社株主に帰属する当期純損失（但し、当社は 2019 年 9 月期から連結財務諸表を作成しておりませんので、2019 年 9 月期以降は当期純損失となります。）を計上している当社の状況、また、当面の研究開発費用の先行投資により赤字が想定される当社の財務状況から鑑みると、一時的な借入以外の短期的及び長期的な期間の金融機関等からの融資による借入は困難であり、また、有利子負債の増加は、財務基盤を強化したい当社の現状を鑑みると、現時点における資金調達手段としては好ましくなく、原則としては資本性の資金調達が適切であると判断いたしました。
- ② 公募増資又は第三者割当による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、1 株当たりの利益の希薄化が一度に発生して新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。
- ③ 株主割当による資金調達の場合は、希薄化懸念は払拭されますが、当社の財務状況から鑑みると割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金を調達できるかどうかが不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ④ 新株予約権無償割当による調達の場合（いわゆるライツ・イシュー）は、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を

締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、東京証券取引所有価証券上場規程の新株予約権に係る上場基準に基づき、最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がないためノンコミットメント型ライツ・オファリングを実施することは出来ません。

⑤ 行使価額が固定された新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本スキームと比較して低いと考えられます。そのため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期

(1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	1,862,040,000 円
(内訳)	
本新株予約権の発行	12,390,000 円
本新株予約権の行使	1,849,650,000 円
②発行諸費用の概算額	13,000,000 円
③差引手取概算額 (①-②)	1,849,040,000 円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
 2. 発行諸費用の概算額は、登録免許税等、弁護士費用、本新株予約権の公正価値算定期費用、有価証券届出書作成費用等の合計額であります。
 3. 払込金額の総額は、本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本資金調達で調達する差引手取概算額 1,849,040,000 円について、具体的な使途及び支出予定期は、以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定期
(i) 包括的高度慢性下肢虚血を対象とした再生医療等製品の開発費用	1,055	2025年12月～2027年12月
(ii) 細胞加工業に係る販促費用	196	2025年12月～2027年12月
(iii) 本社運転資金	598	2025年12月～2026年12月
計	1,849	

- (注) 1. 上記の資金使途及び金額については、優先度の高いものより順に記載を行っています。
 2. 当社又は共同開発の相手方との間における現時点での開発方針を前提としており、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定期は、今後の開発の進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、これらの資金使途に重要な変更が生じた場合には、その内容を適時適切に開示いたします。
 3. 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関において管理いたします。また、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。このため、新株予約権の行使により調達する差引手取概

算額に変更があり得ることから、新株予約権の行使が進まず、新株予約権による資金調達が困難になった場合は、手元資金の活用（従来想定していた資金使途の変更を含む。）、新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。

4. 上記(i)包括的高度慢性下肢虚血を対象とした再生医療等製品の開発費用につきましては、国内治験に係る費用の一部等、現時点で新たに必要と見込まれる費用に充当する方針であり、第15回新株予約権、第16回新株予約権、第19回新株予約権の資金使途である「再生医療等製品の開発に係る費用」とは区分して管理および執行する予定です。

本第三者割当により調達する資金の具体的な使途は以下の通りです。

(i) 包括的高度慢性下肢虚血を対象とした再生医療等製品の開発費用

当社は、2025年10月27日に、ステムピューティクス社（正式名：STEMPEUTICS RESEARCH PVT LTD, インド・カルナータカ州ベンガルール）との間で、同社が創製し、インドで製造販売承認を取得している同種間葉系間質細胞製品「Stempeucel®」（以下、「本製品」といいます。）について、日本における包括的高度慢性下肢虚血を対象とした開発・商業化に関するオプション・ライセンス契約（以下、「本契約」といいます。）を締結し、本製品の独占的開発・商業化権のライセンスに係るオプション権を取得したことを発表しました。

本製品は、インドの健康成人の骨髄から製造した同種間葉系間質細胞製品で、インドにおいて高い臨床効果を示し、製造販売承認を取得した初の細胞治療用製品で、バージャー病由来の重症下肢虚血の治療用製品として2017年に条件付き製造販売承認を得て、2020年に本承認を取得しています。さらに2020年に、末梢動脈疾患由来の重症下肢虚血の治療用製品として製造販売承認を取得し、2022年には、変形性膝関節症の治療用製品として、製造販売承認を取得しております。本製品は、承認取得後、重症下肢虚血症に対して、600例を超える臨床での使用実績があります。

包括的高度慢性下肢虚血は末梢動脈疾患の最終ステージを代表するものであり、動脈の重度の閉塞によって引き起こされます。従来、末梢動脈の閉塞により引き起こされる疾患として、重症下肢虚血という概念が用いられていましたが、近年で包括的高度慢性下肢虚血という用語を使用することが推奨されています。包括的高度慢性下肢虚血は虚血のみならず組織欠損や感染といった要素も含めた“肢の運命”全体に着目した包括的な概念です。

包括的高度慢性下肢虚血を罹患している患者では、1年以内に30%が下肢の大切断手術により下肢を失い、25%が死亡すると考えられており、生命予後の悪い病態です。国内の包括的高度慢性下肢虚血の患者数は約18万人と言われており、高齢化が進展する日本において本疾患の患者数は近年増加しています。血行再建術が治療の第一選択ですが、血行再建術によっても病態が改善しない患者も多く、日本で承認された再生医療等製品もないことから、患者への新たな治療法の提供が強く望まれています。

当社は今後、本製品に関し、包括的高度慢性下肢虚血を対象とした日本での治験開始に向けた検討・準備を進め、本契約に基づくオプション権を行使した場合には、本製品の製造販売承認の早期取得に向け、国内開発に注力する計画です。なお、オプション権を行使した場合には、当社はステムピューティクス社に対して、段階的なマイルストーン費用を支払います。

当社としては、上記計画に基づき、本製品の開発に向け以下のマイルストーンを予定しております。

1) オプション権の行使判断

本契約に基づき、当社は本製品の包括的高度慢性下肢虚血を対象とした国内の開発に向けた準備を実施するとともに、オプション権の行使に向けた評価を実施します。本製品に係る評価結果は2026年9月までに判明する予定ですが、本製品の開発に必要となる研究開発費の支出が継続的に発生するため、その安定的な資金確保を図る必要があることから、当該結果の確定前に本第三者割当を実施するものです。また、評価結果に応じて次段階の開発投資や事業方針の見直し等を迅速に検討・実施するためには、一定の資金を確保しておくことが必要であると判断しております。オプション権を行使した場合、当社は本製品の包括的高度慢性下肢虚血を対象とした、独占的開発・商業化権を獲得します。

2) 国内治験の実施

1)によりオプション権を行使した場合、当社は本製品の包括的高度慢性下肢虚血を対象とした再生医療等製品の実用化に向けた、本製品の有効性と安全性を検証する試験を実施します。国内治験の試験デザインは、今後実施する独立行政法人医薬品医療機器総合機構との相談結果に応じて決定します。国内治験で使用する本製品は、システムピューティクス社の戦略提携パートナーであるインドの CDMO 企業 (Contract Development and Manufacturing Organization, 医薬品や再生医療等製品の製造技術の開発や量産を受託する企業) である Kemwell Biopharma Private Limited が製造し日本へ提供される計画です。

国内治験の実施後は、国内治験の結果を踏まえて、システムピューティクス社がインドで実施した治験の結果と合わせた臨床データパッケージを構築し、国内の製造販売承認申請を目指します。

本第三者割当で調達する資金については、国内治験の実施計画の策定や医薬品開発業務受託機関等への業務委託による治験実施体制の構築及びその他国内治験の実施に必要な準備に係る費用、並びに国内治験開始までにシステムピューティクス社に対して支払うマイルストーン費の支払に係る費用として、470 百万円、さらに国内治験における本製品の供給及び医薬品開発業務受託機関等への業務委託による臨床試験の実施等の国内治験に係る費用の一部並びに国内治験開始以降にシステムピューティクス社に対して支払うマイルストーン費の支払に係る費用の一部として 585 百万円、総額 1,055 百万円を包括的高度慢性下肢虚血の治療に用いる再生医療等製品の実用化に向けた開発費として見込んでおります。なお、本増資により確保する資金は、国内治験に係る費用の一部に充当する予定であり、治験終了までに必要となる全額の資金を確保するものではありません。当社といたしましては、日本での製造販売承認取得までに必要となる追加資金について、今後の資金需要の発生時期、市況動向、当社の財務状況等を踏まえ、必要に応じ追加の資金調達の複数の手法（現時点では未定）を検討し、適切に確保してまいります。

(ii) 細胞加工業に係る販促費用

特定細胞加工物製造業は、契約する医療機関からの委託に基づき、医療機関で採取された患者様の細胞から、当社にて再生・細胞医療で用いる治療用の細胞（特定細胞加工物）を製造し、製造件数に応じて製造委託料を受領するビジネスモデルとなります。今般、当社で製造する細胞種が拡大していることから、今後さらに当社契約医療機関を増やし、契約医療機関での患者様への再生・細胞医療の提供の増加に向けた啓発活動等に係る費用が必要不可欠であり、本第三者割当にて調達した資金のうち、196 百万円を充当する予定です。

(iii) 本社運転資金

当社は、多額の研究開発費用が先行して計上されること等により、2011 年 9 月期より 14 期連続して親会社株主に帰属する当期純損失（但し、当社は 2019 年 9 月期から連結財務諸表を作成しておりませんので、2019 年 9 月期以降は当期純損失となります。）を計上しており、継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローが発生しております。これまで事業の中核をなしていた契約医療機関向けの特定細胞加工物の製造に加えて、企業等に向けた細胞加工業等への展開等、新たなビジネス領域を拡大することで、早期の黒字化を目指しておりますが、がん免疫療法市場の環境変化に伴う細胞加工業の売上回復に時間を要していることに加え、再生医療等製品事業分野における自社製品の開発進捗に伴う支出が累増しているため、収益化までには一定の時間を要すること、また金融市場の状況等によっては、資金調達が困難になる可能性も存在していることから、本社運転資金として一定程度の資金確保を行うことが必要であると認識しております。

そのため、本第三者割当で調達する資金については、安定的な経営基盤の確保のため、598 百万円を当社における運転資金に充当いたします。

具体的には、当社の運転資金としては、月平均で約 120 百万円の本社経費（人件費（法定福利費含む）32 百万円、納税資金 12 百万円、諸経費 74 百万円）が必要となるものと見込んでおり、当社の売上によるキャッシュイン（売掛金回収）が月平均で約 73 百万円であることから、差額の約 46 百万円が月平均の運転資金となります。

本第三者割当により充当する 598 百万円は、2026 年 12 月末までの当面必要な運転資金（月

平均 46 百万円程度) として約 13 ヶ月間の期間、補填するためのものです。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、当社の企業価値の向上及び事業の発展が期待できること等から、本第三者割当による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（代表取締役：能勢 元、所在地：東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号）に算定を依頼しました。

当該算定機関は、本新株予約権の価値について、権利行使期間（2 年間）、権利行使価額（31.35 円）、当社普通株式の 2025 年 12 月 2 日の株価（33 円）、株価変動率（ボラティリティ 33.43%）、市場リスクプレミアム（9.2%）、対市場 β （0.853）、配当利回り（0%）及び無リスク利子率（0.998%）、当社の信用スプレッド（23.02%、想定格付け：CCC、デフォルト確率：18.71%）、当社の取得条項（コール・オプション）を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額を上回っている場合において、一様に分散的な権利行使がされること、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の出来高加重平均価格が 20 取引日連続して下限行使価額を下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定しております。

これらの算定方法により、当該算定機関の算定結果は、本新株予約権 1 個当たり 21 円（1 株当たり 0.21 円）となりました。当社は、この算定結果を参考として、本新株予約権の 1 個当たりの払込金額を算定結果と同額である金 21 円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当初、発行決議日の前取引日である 2025 年 12 月 2 日の当社普通株式の終値の 95% に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）である 31.35 円としました。本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途として充当するための資金を調達することが今後の当社の業績及び財務面において重要であることから、本新株予約権の行使を促進する必要があること、最近の他社の同様のスキームにおけるディスカウント率、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、修正日の前取引日の当社普通株式の終値の 5% としました。

当社は、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準、第三者評価機関による本新株予約権の価値の評価結果を勘案の上、これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の払込金額の決定方法及び本新株予約権の払込金額は合理的であると考えており、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。また、当該算定機関に対して、当社は本新株予約権の算定以外に本新株予約権に係る届出書並びに適時開示資料作成支援の業務委託を行っておりますが、当該業務委託以外の当社との顧問契約や請負契約といった取引が無いことから当社経営陣から一定程度独立しており、割当予定先からも独立した立場で評価を行っております。

なお、監査役 3 名全員（いずれも社外監査役）から、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社との顧問契約や請負契約といった取引がないことから当社経営陣から一定程度独立していること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、並びに、新株予約権発行要項の内容を基に本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法により価額算定が行われていることから上記の算定結果を踏まえ、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でなく適法であると判断した旨の意見表明を受けております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の総数は、59,000,000 株（議決権数 590,000 個）であります。さらに、2025 年 9 月 30 日現在の当社発行済株式総数 264,729,198 株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数 2,647,035 個）を分母とすると 22.29%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は 22.29%。小数第 3 位四

捨五入) の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社普通株式数 59,000,000 株に対し、2025 年 12 月 2 日から起算した、当社過去 6 か月間における 1 日あたりの平均売買出来高は 1,500,140 株、過去 3 か月間における 1 日あたりの平均売買出来高は 1,405,447 株及び過去 1 か月間における 1 日あたりの平均売買出来高は 919,230 株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である 2 年間 (年間取引日数 : 245 日 / 年営業日で計算) で行使して希薄化規模が最大となった場合、1 日あたりの売却数量は 120,408 株となり、上記過去 6 か月間における 1 日あたりの平均売買出来高の 8.03% に留まることから、当社普通株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により発行された当社普通株式の売却は、当社普通株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を本新株予約権の発行要項に付していることで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

6. 割当予定先の選定理由等

① 名 称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
② 所 在 地	Level 1, 1 Elizabeth Street, Sydney NSW 2000 Australia
③ 代表者の役職・氏名	会長 G. R. スティーブン (G. R. Stevens AC) CEO S. グリーン (S. Green)
④ 事 業 内 容	商業銀行
⑤ 資 本 金	10,192 百万豪ドル (連結) (957,742 百万円 / 2025 年 3 月 31 日現在)
⑥ 設 立 年 月 日	1983 年 4 月 26 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	普通株式 696,603,664 株 (2025 年 3 月 31 日現在)
⑧ 決 算 期	3 月 31 日
⑨ 従 業 員 数	15,409 人 (2025 年 3 月 31 日現在)
⑩ 主 要 取 引 先	個人及び法人
⑪ 主 要 取 引 銀 行	—
⑫ 大 株 主 及 び 持 株 比 率	Macquarie B. H. Pty Ltd, 100%
⑬ 当 事 会 社 間 の 関 係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社が 2017 年 6 月 1 日に取締役会決議に代わる書面決議にて決議しました第三者割当による発行株式、第 3 回新株予約権付社債及び第 12 回新株予約権の発行、2018 年 1 月 26 日において取締役会にて決議しました第三者割当による第 4 回新株予約権付社債及び第 13 回新株予約権の発行、2019 年 6 月 10 日に取締役会決議に代わる書面決議にて決議しました第三者割当による第 14 回新株予約権及び第 15 回新株予約権の発行、2020 年 6 月 19 日に取締役会決議に代わる書

	面決議にて決議しました第三者割当による第 16 回新株予約権の発行、2020 年 8 月 21 日に取締役会決議に代わる書面決議にて決議しました第三者割当による第 17 回新株予約権、2021 年 8 月 16 日に取締役会決議に代わる書面決議にて決議しました第三者割当による第 18 回新株予約権、さらには 2023 年 2 月 17 日に取締役会決議に代わる書面決議にて決議しました第三者割当による第 19 回新株予約権の引受及び払込実績があります。その他、当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態(百万円)

	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
連結純資産	1, 825, 371	2, 108, 380	2, 160, 088
連結総資産	29, 671, 515	33, 543, 473	35, 259, 517
1 株当たり連結純資産(円)	2, 620. 39	3, 026. 66	3, 100. 89
連結純収益	1, 147, 225	1, 140, 523	1, 120, 122
連結営業利益	485, 313	401, 836	417, 321
連結当期純利益	350, 239	287, 152	323, 727
1 株当たり連結当期純利益	510. 77	412. 22	464. 72
1 株当たり配当金(円)	353. 94	294. 30	300. 01

- (注) 1. 割当予定先の概要欄及び当社と割当予定先の間の関係欄は、別途記載のある場合を除き、2025 年 12 月 3 日現在におけるものです。
2. 上記の「最近 3 年間の経営成績及び財政状態」に記載の金額は、便宜上、2023 年 3 月期は、2023 年 3 月 31 日現在の外国為替相場の仲値である 1 豪ドル=89. 69 円、2024 年 3 月期は、2024 年 3 月 29 日現在の外国為替相場の仲値である 1 豪ドル=98. 61 円、2025 年 3 月期は、2025 年 3 月 31 日現在の外国為替相場の仲値である 1 豪ドル=93. 97 円に換算し記載しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が掲げる二つの戦略分野である①細胞加工業の推進、及び②再生医療等製品の開発を迅速に実行するためには、当該目的の実現に十分な額の事業資金につき、機動的で、かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達方法を確保することが必要です。

当該資金調達方法の確保については、前記「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり、本新株予約権による資金調達方法が、事業資金の確保と既存株主利益への配慮を両立させることができます。

本スキームの割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドにつきましては、当社が 2017 年 6 月 1 日に取締役会決議に代わる書面決議にて決議しました第三者割当による発行株式、第 3 回新株予約権付社債及び第 12 回新株予約権の発行、2018 年 1 月 26 日において取締役会にて決議しました第三者割当による第 4 回新株予約権付社債及び第 13 回新株予約権の発行、2019 年 6 月 10 日に取締役会決議に代わる書面決議にて決議しました第三者割当による第 14 回新株予約権及び第 15 回新株予約権の発行、2020 年 6 月 19 日に取締役会決議に代わる書面決議にて決議しました第三者割当による第 16 回新株予約権の発行、2020 年 8 月 21 日に取締役会決議に代わる書面決議にて決議しました第三者割当による第 17 回新株予約権、2021 年 8 月 16 日に取締役会決議に代わる書面決議にて決議しました第三者割当による第 18 回新株予約権、さらには 2023 年 2 月 17 日に取締役会決議に代わる書面決議にて決議しました第三者割当による第 19 回新株予約権の引受及び払込実績があります。

当社が本資金調達先の選択肢に関して、割当予定先のこれまでの引受実績及び行使状況を鑑み、2025年9月頃に、割当予定先の斡旋を行うマッコーリーキャピタル証券会社（所在地：東京都千代田区紀尾井町1番3号・代表者：渡邊 琢二）を通じて初期的に割当予定先に打診したところ、2025年10月に本新株予約権による事業資金投資の最終的な提案があり、当該提案については前記「2. 募集の目的及び理由（2）資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり、①全ての資金調達額が新株予約権の行使を通じて実行されるため株価の変動に伴い行使価額修正条項による資金調達額が減少する可能性があることや、②株価が新株予約権の下限行使価額を下回った場合に新株予約権行使が進まなくなる可能性がある等のデメリットがありますが、割当予定先からの提案は、株式希薄化の抑制、資金調達の柔軟性及び段階的・追加的な資金調達の実現性が高く、既存株主の利益に配慮しつつ必要資金を調達して中長期的に企業価値の向上を目指すという当社のニーズを充足し得るものと判断し、同社を割当予定先として選定いたしました。なお、本新株予約権についても、本買取契約書にて、本新株予約権の行使期間の満了日、割当予定先が本新株予約権の行使を完了した日、当社が本新株予約権の全てを取得した日又は本買取契約書が解約された日のいずれか早く到来する日から3ヶ月後までの期間において、優先的交渉権が割当予定先に対し付与されております。

（注）割当予定先に対する本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

（3）割当予定先の保有方針

割当予定先の斡旋を行う同社のグループ会社であり、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社を通じた、当社と割当予定先との協議において、割当予定先が本第三者割当で取得する本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、有価証券届出書の効力発生後、本買取契約を締結する予定です。

また、有価証券届出書の効力発生後に締結する予定の割当予定先との本買取契約において、当社と割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じる予定です。

具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約束させること、④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約束させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売者となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者も含む。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、本買取契約により合意する予定です。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先の2025年3月期のアニュアルレポート（豪州の平成13年（2001年）会社法（英名：Corporations Act 2001）に基づく資料）により、2025年3月31日現在の割当予定先単体の現金及び現金同等物が48,268百万豪ドル（円換算額：4,535,744百万円、参照為替レート：93.97円（株式会社三菱UFJ銀行2025年3月31日時点仲値））であることを確認しております。

以上により、本新株予約権の払込み及び行使に必要かつ十分な資金を有していると認められることから、本新株予約権の払込みに要する資金（約12百万円）及び本新株予約権の行使に要する資金（約1,849百万円）の財産の存在について確実なものと判断しております。

(5) 割当予定先の実態

割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、マッコーリー・ビーエイチ・ピーティーウェイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコーリー・ビーエイチ・ピーティーウェイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所(ASX)に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA(Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けておりますマッコーリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。日本においては、割当予定先の関連会社であるマッコーリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は、割当予定先の斡旋を行う同社のグループ会社であり、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社の担当者との面談によるヒアリング及びAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。また、割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないことについて、割当予定先からその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(6) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関する株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

(7) ロックアップについて

本買取契約において、以下の内容が合意される予定です。

本買取契約締結日から、①本新株予約権の行使期間の満了日、②当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、③当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び④本買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならないものとします。但し、①本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付、②株式とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合（当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含む。）又は株式交付信託制度に基づき株式を交付する場合並びに⑤当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）を除きます。

7. 大株主及び持株比率

募集前（2025年9月30日現在）	
楽天証券株式会社	3.36%
木村 佳司	2.98%
株式会社SBI証券	0.71%
廣瀬 成留	0.67%
J.P.モルガン証券株式会社	0.56%
森部 鐘弘	0.53%
和賀 賢太郎	0.49%
西尾 徳成	0.46%

中埜 昌美	0.45%
阿藤 弘美	0.41%

- (注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は、2025年9月30日時点の株主名簿を基準としております。
2. 割当予定先によれば、本新株予約権で行使して取得した当社普通株式の保有目的は純投資であり、当社の株式を長期保有する意思がないことから割当予定先による当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の「持株比率」の記載はしておりません。なお、割当予定先が本新株予約権で行使して取得した当社普通株式は、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。
3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

本第三者割当により調達した資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることも可能となることから、持続的な経営の安定化を行い、自己資本比率の改善が期待できるものと考えております。また、今回の資金調達による、影響については未定でありますので、判明次第速やかに公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績		(千円)		
売上高	2023年9月期	661,543	2024年9月期	768,501
営業利益		△1,425,952		△1,384,790
経常利益		△1,419,182		△1,261,583
当期純利益		△1,437,950		△1,276,994
1株当たり当期純利益(円)		△6.65		△5.04
1株当たり配当金(円)		—		—
1株当たり純資産(円)		21.64		19.62
				14.27

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	264,729,198株	100.0%
現時点での転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期
始値	95円	50円	46円
高値	107円	60円	46円
安値	46円	37円	28円
終値	50円	46円	35円

② 最近6か月間の状況

	2025年7月	8月	9月	10月	11月	12月
始値	41円	38円	38円	35円	34円	33円
高値	42円	40円	39円	43円	35円	33円
安値	37円	37円	34円	32円	30円	32円
終値	39円	38円	35円	34円	33円	33円

(注) 2025年12月の株価については、2025年12月2日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2025年12月2日
始値	33円
高値	33円
安値	32円
終値	33円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

払込期日	2017年6月19日
発行新株予約権数	125,000個
発行価額	総額17,500,000円（新株予約権1個につき140円）
発行時における調達予定資金の額	1,630,000,000円（差引手取概算額）
割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド
募集時における発行済株式数	92,678,009株
当該募集による潜在株式数	12,500,000株
現時点における行使状況	12,500,000株
現時点における調達した資金の額	1,537,942,500円
発行時における当初の資金使途	①短期借入金返済資金：426百万円 ②細胞培養加工施設の統廃合に係る費用：200百万円 ③細胞培養加工施設の能力増強に係る設備投資資金：1,004百万円
発行時における当初の支出予定期	①2017年6月～2017年9月 ②2019年5月～2021年5月 ③2018年5月～2021年5月
現時点における充当状況	第12回新株予約権は125,000個（12,500,000株）全てが行使完了しており、1,538百万円の資金を調達しておりますが、変更後の充当予定期と現時点における充当状況について

	<p>は以下のとおりです。</p> <p>＜変更後充当予定額＞</p> <p>①短期借入金返済資金：426 百万円 (支出予定時期：2017 年 6 月～2017 年 9 月)</p> <p>②細胞培養加工施設の統廃合に係る費用：104 百万円 (支出予定時期：2019 年 5 月～2021 年 5 月)</p> <p>③細胞培養加工施設の能力増強に係る設備投資資金：1,008 百万円 (支出予定時期：2018 年 5 月～2027 年 9 月)</p> <p>＜現時点における充当状況＞</p> <p>①短期借入金返済資金：426 百万円</p> <p>②細胞培養加工施設の統廃合に係る費用：104 百万円</p> <p>③細胞培養加工施設の能力増強に係る設備投資資金：241 百万円</p> <p>なお、支出していない資金 767 百万円については、実際に支出するまでの期間、銀行等の安全な金融機関において管理しております。</p>
--	--

第三者割当による第 15 回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行

払込期日	2019 年 6 月 27 日
発行新株予約権数	70,000 個
発行価額	総額 4,760,000 円（新株予約権 1 個につき 68 円）
発行時における調達予定 資金の額	700,000,000 円（差引手取概算額）
割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド
募集時における 発行済株式数	118,330,423 株
当該募集による潜在株式数	7,000,000 株
現時点における行使状況	7,000,000 株
現時点における調達した 資金の額	398,130,000 円
発行時における当初の資金使途	<p>①ATL-DC-101 の開発に係る費用：226 百万円</p> <p>②新規の再生医療等製品（糖鎖修飾改変 T 細胞等）の開発に 係る費用：474 百万円</p>
発行時における当初の支出予定 時期	<p>①2019 年 10 月～2021 年 9 月</p> <p>②2020 年 10 月～2021 年 9 月</p>
現時点における充当状況	<p>第 15 回新株予約権は 70,000 個（7,000,000 株）全てが行使 完了しており、398 百万円の資金を調達しておりますが、変 更後の充当予定額と現時点における充当状況については以下 のとおりです。</p> <p>＜変更後充当予定額＞</p> <p>①慢性心不全治療に用いる再生医療等製品の実用化に向けた 共同研究費用：226 百万円 (支出予定時期：2019 年 10 月～2021 年 9 月)</p> <p>②再生医療等製品（糖鎖修飾改変 T 細胞等）の開発費：100</p>

	<p>百万円 (支出予定時期：2020年10月～2025年7月) ③再生医療等製品の開発に係る費用：71百万円 (支出予定時期：2025年8月～2026年3月) なお、上記③の「再生医療等製品の開発に係る費用」については自家細胞培養軟骨製品 MDNT-01 に係る開発費用をはじめ、非臨床段階、基礎段階にある再生医療等製品の研究開発費用として支出することを予定しております。 <現時点における充当状況> ①慢性心不全治療に用いる再生医療等製品の実用化に向けた共同研究費用：226百万円 ②再生医療等製品（糖鎖修飾改変T細胞等）の開発費：100百万円 ③再生医療等製品の開発に係る費用：0百万円 なお、支出していない資金71百万円については、実際に支出するまでの期間、銀行等の安全な金融機関において管理しております。</p>
--	--

第三者割当による第16回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

払込期日	2020年7月6日
発行新株予約権数	164,000個
発行価額	総額24,436,000円（新株予約権1個につき149円）
発行時における調達予定資金の額	1,875,428,000円（差引手取概算額）
割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド
募集時における発行済株式数	129,215,423株
当該募集による潜在株式数	16,400,000株
現時点における行使状況	16,400,000株
現時点における調達した資金の額	1,463,552,600円
発行時における当初の資金用途	①難治性の消化器がんに対する新規の再生医療等製品（糖鎖修飾改変T細胞等）の開発に係る費用：551百万円 ②国立がん研究センターと共同研究するHSP105の研究開発に係る費用：537百万円 ③京都府立医科大学と共同研究するBAR-T技術の研究開発に係る費用：473百万円 ④資本業務提携に伴う株式取得等に係る費用：314百万円
発行時における当初の支出予定期	①2020年7月～2023年3月 ②2020年7月～2023年3月 ③2020年7月～2023年3月 ④2020年7月～2022年9月
現時点における充当状況	第16回新株予約権は164,000個（16,400,000株）全てが行使完了しており、1,463百万円の資金を調達しておりますが、変更後の充当予定期と現時点における充当状況について

	<p>は以下のとおりです。</p> <p>＜変更後充当予定額＞</p> <p>①再生医療等製品の開発に係る費用：551 百万円 (支出予定時期：2025 年 8 月～2026 年 3 月)</p> <p>②国立がん研究センターと共同研究する HSP105 の研究開発に係る費用：537 百万円 (支出予定時期：2020 年 7 月～2026 年 3 月)</p> <p>③京都府立医科大学と共同研究する BAR-T 技術の研究開発に係る費用：53 百万円 (支出予定時期：2020 年 7 月～2022 年 12 月)</p> <p>④慢性心不全治療に用いる再生医療等製品の実用化に向けた共同研究費：170 百万円 (支出予定時期：2022 年 12 月～2023 年 3 月)</p> <p>⑤本社運転資金：152 百万円 (支出予定時期：2022 年 12 月～2023 年 3 月)</p> <p>なお、上記①の「再生医療等製品の開発に係る費用」については自家細胞培養軟骨製品 MDNT-01 に係る開発費用をはじめ、非臨床段階、基礎段階にある再生医療等製品の研究開発費用として支出することを予定しております。</p> <p>＜現時点における充当状況＞</p> <p>①再生医療等製品の開発に係る費用：0 百万円</p> <p>②国立がん研究センターと共同研究する HSP105 の研究開発に係る費用：285 百万円</p> <p>③京都府立医科大学と共同研究する BAR-T 技術の研究開発に係る費用：53 百万円</p> <p>④慢性心不全治療に用いる再生医療等製品の実用化に向けた共同研究費：170 百万円</p> <p>⑤本社運転資金：152 百万円</p> <p>なお、支出していない資金 802 百万円については、実際に支出するまでの期間、銀行等の安全な金融機関において管理しております。</p>
--	---

第三者割当による第 18 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

払込期日	2021 年 9 月 1 日
発行新株予約権数	340,000 個
発行価額	総額 2,440,000 円（新株予約権 1 個につき 66 円）
発行時における調達予定資金の額	2,689,340,000 円（差引手取概算額）
割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド
募集時における発行済株式数	117,730,423 株
当該募集による潜在株式数	34,000,000 株
現時点における行使状況	34,000,000 株
現時点における調達した資金の額	1,668,465,000 円

発行時における当初の資金使途	①CDMO事業等拡大に向けた細胞培養加工施設の拡充に係る設備投資資金：736 百万円 ②CDMO事業等拡大に向けた受容力拡大に伴う体制整備資金：996 百万円 ③本社運転資金：546 百万円 ④資本業務提携に伴う株式取得等に係る費用：411 百万円
発行時における当初の支出予定期	①2021年9月～2024年9月 ②2021年9月～2024年9月 ③2021年9月～2022年8月 ④2021年9月～2024年9月
現時点における充当状況	第18回新株予約権は340,000個(34,000,000株)全てが行使完了しており、1,668百万円の資金を調達しておりますが、変更後の充当予定額と現時点における充当状況については以下のとおりです。 <変更後充当予定額> ①CDMO事業等拡大に向けた受容力拡大に伴う体制整備資金：996百万円 (支出予定期：2021年9月～2027年9月) ②本社運転資金：546百万円 (支出予定期：2021年9月～2022年11月) ③CDMO事業等拡大に向けた細胞培養加工施設の拡充に係る設備投資資金：126百万円 (支出予定期：2021年9月～2027年9月) <現時点における充当状況> ①CDMO事業等拡大に向けた受容力拡大に伴う体制整備資金：606百万円 ②本社運転資金：546百万円 ③CDMO事業等拡大に向けた細胞培養加工施設の拡充に係る設備投資資金：0百万円 なお、支出していない資金516百万円については、実際に支出するまでの期間、銀行等の安全な金融機関において管理しております。

第三者割当による第19回新株予約権の発行

払込期日	2023年3月6日
発行新株予約権数	525,000個
発行価額	新株予約権1個につき63円
発行時における調達予定資金の額	4,353,800,000円(差引手取概算額)
割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド 525,000個
募集時における発行済株式数	211,730,423株
当該募集による潜在株式数	52,500,000株
現時点における行使状況	52,500,000株

現時点における調達した資金の額	2,605,489,300 円
発行時における当初の資金使途	<p>①慢性心不全治療に用いる再生医療等製品の実用化に向けた開発費用：2,250 百万円</p> <p>②本社運転資金：600 百万円</p> <p>③資本業務提携に伴う株式取得等に係る費用：1,503 百万円</p>
発行時における当初の支出予定期	<p>①2023 年 3 月～2026 年 3 月</p> <p>②2023 年 3 月～2024 年 3 月</p> <p>③2023 年 3 月～2026 年 3 月</p>
現時点における充当状況	<p>第 19 回新株予約権は 525,000 個 (52,500,000 株) 全てが行使完了しており、2,605 百万円の資金を調達しておりますが、変更後の充当予定期と現時点における充当状況については以下のとおりです。</p> <p>＜変更後充当予定期＞</p> <p>①本社運転費用：600 百万円 (支出予定期：2023 年 3 月～2024 年 4 月)</p> <p>②慢性心不全治療に用いる再生医療等製品の実用化に向けた開発費用：802 百万円 (支出予定期：2023 年 3 月～2024 年 9 月)</p> <p>③再生医療等製品の開発に係る費用：632 百万円 (支出予定期：2024 年 11 月～2026 年 3 月)</p> <p>④本社運転資金：560 百万円 (支出予定期：2025 年 1 月～2025 年 12 月)</p> <p>⑤資本業務提携に伴う株式取得等に係る費用：10 百万円 (支出予定期：2023 年 3 月～2024 年 9 月)</p> <p>なお、上記③の「再生医療等製品の開発に係る費用」については自家細胞培養軟骨製品 MDNT-01 に係る開発費用をはじめ、非臨床段階、基礎段階にある再生医療等製品の研究開発費用として支出することを予定しております。</p> <p>＜現時点における充当状況＞</p> <p>①本社運転費用：600 百万円</p> <p>②慢性心不全治療に用いる再生医療等製品の実用化に向けた開発費用：802 百万円</p> <p>③再生医療等製品の開発に係る費用：482 百万円</p> <p>④本社運転資金：308 百万円</p> <p>⑤資本業務提携に伴う株式取得等に係る費用：10 百万円</p> <p>なお、支出していない資金 401 百万円については、実際に支出するまでの期間、銀行等の安全な金融機関において管理しております。</p>

株式会社メディネット第20回新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社メディネット第20回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

2025年12月23日

3. 割当日

2025年12月23日

4. 払込期日

2025年12月23日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 59,000,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は 100 株）とする。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「**株式分割等**」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

(3) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(3)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。

但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

590,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 21 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 31.35 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日（以下に定義する。）の前取引日（以下に定義する。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 95%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正される。但し、本新株予約権の行使が、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第 436 条第 1 項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が 2025 年 12 月 3 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整する。）（以下「発行決議日終値」という。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、最初に当該通知を受領した日を除く。）をいう。

(2) 行使価額は 24 円（但し、第 11 項の規定に準じて調整を受ける。その場合、第 11 項にて「行使価額」とあるのは「下限行使価額」と読み替える。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{l}
 \text{既発行} \quad + \quad \text{新発行・処} \quad \times \quad \text{1株当たりの} \\
 \text{株式数} \quad \text{分株式数} \quad \text{払込金額} \\
 \hline
 \text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{1 \text{株当たりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}
 \end{array}$$

(2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする報酬（譲渡制限付株式報酬制度及び株式交付信託制度に基づく発行又は処分を含む。）として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）について、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としている場合には、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方

法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}} - 1 \right] \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) ① 当社は、本新株予約権の発行後、本号②に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

②「1株当たりの配当」とは、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日目以降これを適用する。

(4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(5) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(6) 上記第(2)号及び第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出

にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年12月24日から2027年12月23日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14暦日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、当該取得条項に基づく取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要な事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って14暦日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、当該取得条項に基づく取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要な事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出

資される財産の価額の全額を、現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項に記載の通りとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

株式会社アイ・アールジャパン 証券代行業務部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱 UFJ 銀行 横浜駅前支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上